

2021年6月30日
株式会社 山梨中央銀行

セミセルフ端末の試行に伴う預金規定等の一部改定について

株式会社山梨中央銀行（頭取 関 光良）は、2021年7月5日（月）から、一部店舗において窓口用セミセルフ端末の試行を開始いたします。これに伴い預金規定等を一部改定いたします。

当行は、今後もお客さまの利便性向上につながるサービスの提供に努めてまいります。

1. 窓口用セミセルフ端末について

（1）概要

窓口用セミセルフ端末は、「タブレット端末」と「お客さま用の現金入出金機」を使用し、お客さま自身に取引していただく端末です。

「伝票記入のご負担軽減」や「待ち時間の短縮」等により、お客さまの利便性をさらに高めてまいります。

（2）取扱業務

取 扱 業 務	
預金入出金	税公金納付
振込	両替

2. 試行店舗および試行開始予定

試行店舗	試行開始予定
柳町支店	2021年7月5日（月）
甲府駅前支店	2021年8月※
南支店	2021年9月※

※8月以降の試行開始日については、店頭にてお知らせいたします。

3. 預金規定等の改定

（1）改定する規定

総合口座取引規定	普通預金規定	貯蓄預金規定
山梨中銀カード規定集	通帳レス口座規定	振込規定

※改定内容は別紙の新旧対照表をご参照ください。

（2）改定日

2021年7月5日（月）

4. お客さまからのお問い合わせ先

山梨中銀ダイレクトマーケティングセンター

【電 話】0120-201862 照会コード「9」

【受付時間】月曜日～金曜日 9:00～17:00

（ただし、祝日・12/31～1/3 は除きます。）

以 上

「総合口座取引規定」新旧対照表

(下線が改定部分)

現 行	改 定 後
<p>1.～6. 省略</p> <p>7.(預金の払戻し等)</p> <p>(1) 普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続(以下「払戻し等」といいます。)をするときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに提出してください。</p> <p>(2) 前項に定める記名押印は、個人である預金者本人による手続で普通預金の場合に限り、当行が認めたときは、本人の署名によってこれに替えることができます。</p> <p>(3) 第1項および第2項の払戻し等の手続に関して、当行は、当該預金の払戻し等を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻し等を行いません。</p> <p>(4) 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続をしてください。</p> <p>(5) 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻すことができる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。)を超えるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。</p> <p>8.～13. 省略</p> <p>14.(印鑑照合等)</p> <p>(1) この取引において払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>なお、個人の預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、後記 15.により補てんを請求することができます。</p> <p>(2) 第7条第2項に基づき届出の印章の押印を受けなかった場合においても、払戻請求書、諸届その他書類が本人によって作成されたことを本人確認書類の提示を受けることにより相当の注意をもって確認し、本人による請求に相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>以下省略</p>	<p>1.～6. 同左</p> <p>7.(預金の払戻し等)</p> <p>(1) 普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続(以下「払戻し等」といいます。)をするときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに提出してください。</p> <p><u>また、普通預金の払戻しを当行所定のタブレット端末により行う場合は、画面案内に従い入力等を行ってください。</u></p> <p>(2) 前項に定める記名押印は、個人である預金者本人による手続で普通預金の場合に限り、当行が認めたときは、本人の署名によってこれに替えることができます。</p> <p>(3) 第1項および第2項の払戻し等の手続に関して、当行は、当該預金の払戻し等を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻し等を行いません。</p> <p>(4) 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続をしてください。</p> <p>(5) 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻すことができる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。)を超えるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。</p> <p>8.～13. 同左</p> <p>14.(印鑑照合等)</p> <p>(1) この取引において払戻請求書、諸届その他の書類、<u>および当行所定の印鑑スキャナ</u>に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類、<u>および当行所定のタブレット端末により作成された電磁的記録</u>につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>なお、個人の預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、後記 15.により補てんを請求することができます。</p> <p>(2) 第7条第2項に基づき届出の印章の押印を受けなかった場合においても、払戻請求書、諸届その他書類が本人によって作成されたことを本人確認書類の提示を受けることにより相当の注意をもって確認し、本人による請求に相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>同左</p>

「普通預金規定」新旧対照表

(下線が改定部分)

現 行	改 定 後
<p>1.～4. 省略</p> <p>5. (預金の払戻し)</p> <p>(1) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに提出してください。</p> <p>(2) 前項に定める記名押印は、個人である預金者本人による手続の場合に限り、当行が認めたときは、本人の署名によってこれに替えることができます。</p> <p>(3) 第1項および第2項の払戻しの手続きに関して、当行は、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。</p> <p>(4) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続きをしてください。</p> <p>(5) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。</p> <p>6.～8. 省略</p> <p>9. (印鑑照合等)</p> <p>(1) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>なお、個人の預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、後記10.により補てんを請求することができます。</p> <p>(2) 第5条第2項に基づき届出の印章の押印を受けなかった場合においても、払戻請求書、諸届その他書類が本人によって作成されたことを本人確認書類の提示を受けることにより相当の注意をもって確認し、本人による請求に相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>以下省略</p>	<p>1.～4. 同左</p> <p>5. (預金の払戻し)</p> <p>(1) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに提出してください。</p> <p><u>また、当行所定のタブレット端末により手続きを行う場合は、画面案内に従い入力等を行ってください。</u></p> <p>(2) 前項に定める記名押印は、個人である預金者本人による手続の場合に限り、当行が認めたときは、本人の署名によってこれに替えることができます。</p> <p>(3) 第1項および第2項の払戻しの手続きに関して、当行は、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。</p> <p>(4) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続きをしてください。</p> <p>(5) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。</p> <p>6.～8. 同左</p> <p>9. (印鑑照合等)</p> <p>(1) 払戻請求書、諸届その他の書類、<u>および当行所定の印鑑スキャナ</u>に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類、<u>および当行所定のタブレット端末により作成された電磁的記録</u>につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>なお、個人の預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、後記10.により補てんを請求することができます。</p> <p>(2) 第5条第2項に基づき届出の印章の押印を受けなかった場合においても、払戻請求書、諸届その他書類が本人によって作成されたことを本人確認書類の提示を受けることにより相当の注意をもって確認し、本人による請求に相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>同左</p>

「貯蓄預金規定」新旧対照表

(下線が改定部分)

現 行	改 定 後
<p>1.～4. 省略</p> <p>5. (預金の払戻し) (1) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに提出してください。</p> <p>(2) 前項に定める記名押印は、個人である預金者本人による手続の場合に限り、当行が認めたときは、本人の署名によってこれに替えることができます。</p> <p>(3) 第1項および第2項の払戻しの手続きに関して、当行は、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。</p> <p>6.～9. 省略</p> <p>10. (印鑑照合等) (1) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。 なお、個人の預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、後記 11.により補てんを請求することができます。</p> <p>(2) 第5条第2項に基づき届出の印章の押印を受けなかった場合においても、払戻請求書、諸届その他書類が本人によって作成されたことを本人確認書類の提示を受けることにより相当の注意をもって確認し、本人による請求に相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>以下省略</p>	<p>1.～4. 同左</p> <p>5. (預金の払戻し) (1) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに提出してください。 <u>また、当行所定のタブレット端末により手続きを行う場合は、画面案内に従い入力等を行ってください。</u></p> <p>(2) 前項に定める記名押印は、個人である預金者本人による手続の場合に限り、当行が認めたときは、本人の署名によってこれに替えることができます。</p> <p>(3) 第1項および第2項の払戻しの手続きに関して、当行は、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。</p> <p>6.～9. 同左</p> <p>10. (印鑑照合等) (1) 払戻請求書、諸届その他の書類、<u>および当行所定の印鑑スキャナ</u>に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類、<u>および当行所定のタブレット端末により作成された電磁的記録</u>につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。 なお、個人の預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、後記 11.により補てんを請求することができます。</p> <p>(2) 第5条第2項に基づき届出の印章の押印を受けなかった場合においても、払戻請求書、諸届その他書類が本人によって作成されたことを本人確認書類の提示を受けることにより相当の注意をもって確認し、本人による請求に相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>同左</p>

「山梨中銀カード規定集」新旧対照表①

(下線が改定部分)

現 行	改 定 後
<p>山梨中銀キャッシュサービス規定</p>	<p>山梨中銀キャッシュサービス規定</p>
<p>第1条(カードの利用)</p> <p>普通預金(総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。)および貯蓄預金について発行した山梨中銀キャッシュカード(以下これらを「カード」といいます。)は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。</p> <p>(1) 当行および当行がオンライン現金自動預金機の共同利用による預入業務を提携した金融機関等(以下「預入提携先」といいます。)の現金自動預金機(現金自動預入支払兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。)を使用して普通預金、貯蓄預金(以下これらを「預金」といいます。)に預入れをする場合。</p> <p>(2) 当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等(以下「支払提携先」といいます。)の現金自動支払機(現金自動預入支払兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。)を使用して預金の払戻しをする場合。なお、法人カード(預金口座名義が法人等の場合に発行されます。)については、利用できない支払提携先があります。</p> <p>(3) 当行の支払機を使用して、預入資金を預金口座から払戻し、同時に移し替える預金口座の通帳を使用して預入れをする(以下この取扱いを「振替入金」といいます。)場合。</p> <p>(4) 当行および支払提携先のうち当行がオンライン現金自動振込機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等(以下「振込提携先」といいます。)の現金自動振込機(振込を行うことができる現金自動預入支払兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。)を使用して預金口座から振込資金を振替えにより払戻し、「振込」を依頼する場合。</p> <p>(5) 当行の預金機・支払機・振込機(以下総称する場合には「ATM」といいます。)を使用して住所・電話番号・暗証番号の変更の届出を行う場合。</p> <p>ただし、住所・電話番号の変更は後記第11条の3によりお取り扱いできない場合もあります。</p> <p>(6) その他当行所定の取引をする場合。</p>	<p>第1条(カードの利用)</p> <p>普通預金(総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。)および貯蓄預金について発行した山梨中銀キャッシュカード(以下これらを「カード」といいます。)は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。</p> <p>(1) 当行、当行がオンライン現金自動預金機の共同利用による預入業務を提携した金融機関等(以下「預入提携先」といいます。)の現金自動預金機(現金自動預入支払兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。)、<u>または当行所定のタブレット端末</u>を使用して普通預金、貯蓄預金(以下これらを「預金」といいます。)に預入れをする場合。</p> <p>(2) 当行、当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等(以下「支払提携先」といいます。)の現金自動支払機(現金自動預入支払兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。)、<u>または当行所定のタブレット端末</u>を使用して預金の払戻しをする場合。なお、法人カード(預金口座名義が法人等の場合に発行されます。)については、利用できない支払提携先があります。</p> <p>(3) 当行の支払機、<u>または当行所定のタブレット端末</u>を使用して、預入資金を預金口座から払戻し、同時に移し替える預金口座の通帳を使用して預入れをする(以下この取扱いを「振替入金」といいます。)場合。</p> <p>(4) 当行および支払提携先のうち当行がオンライン現金自動振込機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等(以下「振込提携先」といいます。)の現金自動振込機(振込を行うことができる現金自動預入支払兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。)、<u>または当行所定のタブレット端末</u>を使用して預金口座から振込資金を振替えにより払戻し、「振込」を依頼する場合。</p> <p>(5) 当行の預金機・支払機・振込機(以下総称する場合には「ATM」といいます。)を使用して住所・電話番号・暗証番号の変更の届出を行う場合。</p> <p>ただし、住所・電話番号の変更は後記第11条の3によりお取り扱いできない場合もあります。</p> <p>(6) その他当行所定の取引をする場合。</p>
<p>第2条～第9条 省略</p>	<p>第2条～第9条 同左</p>
<p>第10条(1日あたりの払戻しおよび振替・振込金額の指定)</p> <p>カードによる1日あたりの払戻しおよび振替・振込金額を指定する場合は、本人から当行所定の方法により当行に届出てください。<u>なお</u>、当行所定の金額範囲内で指定金額を引下げる届出は、当行ATMの操作によって届出することもできます。</p>	<p>第10条(1日あたりの払戻しおよび振替・振込金額の指定)</p> <p>カードによる1日あたりの払戻しおよび振替・振込金額を指定する場合は、本人から当行所定の方法により当行に届出てください。<u>また</u>、当行所定の金額範囲内で指定金額を引下げる届出は、当行ATMの操作によって届出することもできます。</p> <p><u>なお、当行所定のタブレット端末を使用している1日あたりの払戻しおよび振替・振込金額の指定はございません。</u></p>
<p>第11条～第14条 省略</p>	<p>第11条～第14条 同左</p>

「山梨中銀カード規定集」新旧対照表②

(下線が改定部分)

現 行	改 定 後
<p>第15条(カード・暗証番号の管理等)</p> <p>1. 当行は、支払機又は振込機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に発行したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払出しを行います。</p> <p>2. カードを、当行所定の端末を通して本人確認手段として利用する場合は、当行所定の操作手順に従って当行所定の端末にカードを挿入し、届出の暗証番号を入力してください。当行は当行所定の端末に入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを確認することにより本人確認を行うものとします。</p> <p>3. カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日や電話番号等、他人に推測されやすい番号を指定することはできません。なお、暗証番号は他人に知られないよう管理してください。カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。</p> <p>4. カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。</p> <p>第16条～第17条 省略</p> <p>第18条(預金機、支払機、振込機の誤操作等)</p> <p>預金機、支払機、振込機の使用に際し、金額、口座番号等の誤操作により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、各提携先の預金機、支払機、振込機を使用した場合の各提携先の責任についても同様とします。</p> <p>以下省略</p>	<p>第15条(カード・暗証番号の管理等)</p> <p>1. 当行は、支払機、振込機、<u>または当行所定のタブレット端末</u>の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に発行したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払出しを行います。</p> <p>2. カードを、当行所定の端末を通して本人確認手段として利用する場合は、当行所定の操作手順に従って当行所定の端末にカードを挿入し、届出の暗証番号を入力してください。当行は当行所定の端末に入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを確認することにより本人確認を行うものとします。</p> <p>3. カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日や電話番号等、他人に推測されやすい番号を指定することはできません。なお、暗証番号は他人に知られないよう管理してください。カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。</p> <p>4. カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。</p> <p>第16条～第17条 同左</p> <p>第18条(預金機、支払機、振込機、<u>タブレット端末</u>の誤操作等)</p> <p>預金機、支払機、振込機、<u>または当行所定のタブレット端末</u>の使用に際し、金額、口座番号等の誤操作により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、各提携先の預金機、支払機、振込機を使用した場合の各提携先の責任についても同様とします。</p> <p>同左</p>

「通帳レス口座規定」新旧対照表

(下線が改定部分)

現 行	改 定 後
<p>1～2 省略</p> <p>3. 預金の預け入れおよび払い戻し (1) 預金の預け入れおよび払い戻しは、現金自動預金機あるいは現金自動支払機（いずれも現金自動預入支払兼用機を含みます。）（以下「自動機」といいます）をご利用いただけます。 (2) 店頭窓口での預金の預け入れおよび払い戻しは、当行がやむを得ない事情があると認めた場合以外には行いません。この場合の手続きは、後記 8. によります。 (3) 手形、小切手、配当金領収書その他証券の受入れはできません。</p> <p>4～7 省略</p> <p>8. 店頭での預金の受け入れおよび払い戻し (1) キャッシュカード等の汚破損等により自動機を利用いただけない場合等、当行がやむを得ないと認めた場合に限り、店頭での預金の預け入れおよび払い戻しができます。 (2) 預け入れの場合は、当行所定の振込依頼書に必要事項を記入のうえ店頭へ提出してください。 また、入金口座の確認のため通帳レス口座のキャッシュカード等を提示してください。 (3) 払い戻しの場合は、当行所定の払戻請求書に署名および届出の印章を押捺して、提出してください。 また、払い戻し口座の確認のため通帳レス口座のキャッシュカード等と本人確認のため運転免許証等の顔写真付きの公的証明書の原本を提示してください。真正な預金者としての本人確認ができるまで払い戻しができません。</p> <p>以上</p>	<p>1～2 同左</p> <p>3. 預金の預け入れおよび払い戻し (1) 預金の預け入れおよび払い戻しは、現金自動預金機、現金自動支払機（いずれも現金自動預入支払兼用機を含みます。）（以下「自動機」といいます）<u>、または当行所定のタブレット端末</u>をご利用いただけます。 (2) 店頭窓口 <u>（当行所定のタブレット端末を除く）</u> での預金の預け入れおよび払い戻しは、当行がやむを得ない事情があると認めた場合以外には行いません。この場合の手続きは、後記 8. によります。 (3) 手形、小切手、配当金領収書その他証券の受入れはできません。</p> <p>4～7 同左</p> <p>8. 店頭での預金の受け入れおよび払い戻し <u>（当行所定のタブレット端末を除く）</u> (1) キャッシュカード等の汚破損等により自動機 <u>または当行所定のタブレット端末</u> を利用いただけない場合等、当行がやむを得ないと認めた場合に限り、店頭での預金の預け入れおよび払い戻しができます。 (2) 預け入れの場合は、当行所定の振込依頼書に必要事項を記入のうえ店頭へ提出してください。 また、入金口座の確認のため通帳レス口座のキャッシュカード等を提示してください。 (3) 払い戻しの場合は、当行所定の払戻請求書に署名および届出の印章を押捺して、提出してください。 また、払い戻し口座の確認のため通帳レス口座のキャッシュカード等と本人確認のため運転免許証等の顔写真付きの公的証明書の原本を提示してください。真正な預金者としての本人確認ができるまで払い戻しができません。</p> <p>同左</p>

「振込規定」新旧対照表

(下線が改定部分)

現 行	改 定 後
<p>毎度山梨中央銀行をご利用いただきまして、まことにありがとうございます。 振込依頼書または振込機（ＡＴＭ）によるお振込は下記の「振込規定」が適用されますので、ぜひご一読ください。</p> <p>1. (適用範囲) 振込依頼書または当行の振込機による当行または他の金融機関の国内本支店にある受取人の預金口座あての振込については、この規定により取扱います。</p> <p>2. (振込の依頼) (1) 振込依頼書による振込の依頼は、次により取扱います。 ただし、この取引が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、依頼をお断りする場合があります。</p> <p style="margin-left: 20px;">① 振込の依頼は窓口営業時間内に受付けます。</p> <p style="margin-left: 20px;">② 振込依頼書は、当行所定の振込依頼書を使用し、振込先の金融機関・店舗名、預金種目・口座番号、受取人名、振込金額、依頼人名、依頼人の住所・電話番号その他の所定の事項を正確に記入してください。</p> <p style="margin-left: 20px;">③ 当行は振込依頼書に記載された事項を依頼内容とします。</p> <p>(2) 振込機による振込の依頼は、次により取扱います。</p> <p style="margin-left: 20px;">① 振込機は当行所定の時間内に利用することができます。</p> <p style="margin-left: 20px;">② 1回および1日あたりの振込金額は、当行所定の金額の範囲内とします。</p> <p style="margin-left: 20px;">③ 振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込先の金融機関・店舗名、預金種目・口座番号、受取人名、振込金額その他の所定の事項を正確に入力してください。振込資金が現金の場合には、依頼人名およびその電話番号も正確に入力してください。</p> <p style="margin-left: 20px;">④ 当行は振込機に入力された事項を依頼内容とします。</p> <p><u>(3) 前2項に定める依頼内容について、振込依頼書の記載の不備または振込機への誤入力があったとしても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。</u></p> <p><u>(4) 振込の依頼にあたっては、振込資金、振込手数料その他この取引に関連して必要となる手数料（以下「振込資金等」といいます。）を支払ってください。</u></p> <p>3. (振込契約の成立) (1) 振込依頼書による場合には、振込契約は、当行が振込の依頼を承諾し振込資金等を受領したときに成立するものとして扱います。</p> <p>(2) 振込機による場合には、振込契約は、当行がコンピュータ・システムにより振込の依頼内容を確認し振込資金等の</p>	<p>毎度山梨中央銀行をご利用いただきまして、まことにありがとうございます。 振込依頼書、振込機（ＡＴＭ）、<u>および当行所定のタブレット端末</u>によるお振込は下記の「振込規定」が適用されますので、ぜひご一読ください。</p> <p>1. (適用範囲) 振込依頼書、当行の振込機、<u>および当行所定のタブレット端末</u>による当行または他の金融機関の国内本支店にある受取人の預金口座あての振込については、この規定により取扱います。</p> <p>2. (振込の依頼) (1) 振込依頼書による振込の依頼は、次により取扱います。 ただし、この取引が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、依頼をお断りする場合があります。</p> <p style="margin-left: 20px;">① 振込の依頼は窓口営業時間内に受付けます。</p> <p style="margin-left: 20px;">② 振込依頼書は、当行所定の振込依頼書を使用し、振込先の金融機関・店舗名、預金種目・口座番号、受取人名、振込金額、依頼人名、依頼人の住所・電話番号その他の所定の事項を正確に記入してください。</p> <p style="margin-left: 20px;">③ 当行は振込依頼書に記載された事項を依頼内容とします。</p> <p>(2) 振込機による振込の依頼は、次により取扱います。</p> <p style="margin-left: 20px;">① 振込機は当行所定の時間内に利用することができます。</p> <p style="margin-left: 20px;">② 1回および1日あたりの振込金額は、当行所定の金額の範囲内とします。</p> <p style="margin-left: 20px;">③ 振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込先の金融機関・店舗名、預金種目・口座番号、受取人名、振込金額その他の所定の事項を正確に入力してください。振込資金が現金の場合には、依頼人名およびその電話番号も正確に入力してください。</p> <p style="margin-left: 20px;">④ 当行は振込機に入力された事項を依頼内容とします。</p> <p><u>(3) 当行所定のタブレット端末による振込の依頼は、次により取扱います。</u> <u>ただし、この取引が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、依頼をお断りする場合があります。</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>① 振込の依頼は窓口営業時間内に受付けます。</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>② 当行所定のタブレット端末の画面表示等の操作手順に従って、振込先の金融機関・店舗名、預金種目・口座番号、受取人名、振込金額、依頼人名、依頼人の電話番号その他の所定の事項を正確に選択または入力してください。</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>③ 当行は当行所定のタブレット端末に入力された事項を依頼内容とします。</u></p> <p><u>(4) 前3項に定める依頼内容について、振込依頼書の記載の不備または振込機および当行所定のタブレット端末への誤入力があったとしても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。</u></p> <p><u>(5) 振込の依頼にあたっては、振込資金、振込手数料その他この取引に関連して必要となる手数料（以下「振込資金等」といいます。）を支払ってください。</u></p> <p>3. (振込契約の成立) (1) 振込依頼書<u>または当行所定のタブレット端末</u>による場合には、振込契約は、当行が振込の依頼を承諾し振込資金等を受領したときに成立するものとして扱います。</p> <p>(2) 振込機による場合には、振込契約は、当行がコンピュータ・システムにより振込の依頼内容を確認し振込資金等の</p>

「振込規定」新旧対照表

(下線が改定部分)

現 行	改 定 後
<p>受領を確認したときに成立するものとします。</p> <p>(3) 前2項により振込契約が成立したときは、当行は、依頼内容を記載した振込金受取書、振込受付書、振込帳または利用明細票等(以下「振込金受取書等」といいます。)を発行しますので、依頼内容を確認してください。この振込金受取書等は、契約の成立を証明する書類となりますので、大切に保管してください。</p> <p>以下省略</p>	<p>受領を確認したときに成立するものとします。</p> <p>(3) 前2項により振込契約が成立したときは、当行は、依頼内容を記載した振込金受取書、振込受付書、振込帳または利用明細票等(以下「振込金受取書等」といいます。)を発行しますので、依頼内容を確認してください。この振込金受取書等は、契約の成立を証明する書類となりますので、大切に保管してください。</p> <p>同左</p>